

平成 28 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 シャープ 株 式 会 社  
代表者名 取締役社長 高 橋 興 三  
(コード番号 6753)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 5 月 12 日開催の取締役会において、平成 28 年 6 月 23 日開催予定の第 122 期定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）並びに普通株主による種類株主総会、A 種種類株主による種類株主総会及び B 種種類株主による種類株主総会（以下、「各種類株主総会」といいます。）において、定款の一部変更（以下、「本定款変更」といいます。）に係る議案を付議することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) 当社は、平成 27 年 9 月 28 日の取締役会において、現在の本社ビル（大阪市）の土地・建物の譲渡を決議し、同日譲渡契約を締結しております。これに伴い、本社の移転先を検討してまいりましたが、堺市にある当社事業所に移転することといたしましたので、定款に定める本店所在地を大阪市から堺市に変更するものであります。（変更案第 2 条）  
なお、本定款変更の効力の発生は、平成 28 年 6 月 30 日までに開催する取締役会において決定する本店移転日をもって生ずるものとするものであります。（変更案附則）  
また、この定款変更議案は、本定時株主総会においてのみ付議し、各種類株主総会においては付議いたしません。
- (2) 新たな種類の株式である C 種種類株式の発行を可能とするために、C 種種類株式に関する規定の新設等を行うものであります。（変更案第 6 条、第 6 条の 4、第 8 条）  
C 種種類株式を発行する理由につきましては、平成 28 年 3 月 30 日付けのプレスリリース「（開示事項の経過・一部変更）第三者割当による新株式の発行並びに親会社、主要株主である筆頭株主及び主要株主の異動に関するお知らせ」をご参照ください。  
なお、本定款変更の効力の発生は、本定時株主総会において本定款変更の議案が原案どおり承認可決され、各種類株主総会それぞれにおいて本定款変更の議案が原案どおり承認可決されることを条件とするものであります。
- (3) A 種種類株式及び B 種種類株式の取得請求権の行使による普通株式の発行並びに C 種種類株式の取得条項の行使による普通株式の発行に備えて、発行可能株式総数及び普通株式の発行可能種類株式総数を増加するものであります。（変更案第 6 条）  
なお、本定款変更の効力の発生は、本定時株主総会において付議する第三者割当増資に係る普通株式及び C 種種類株式全てが発行されることを条件とするものであります。
- (4) 当社は、当社、国内の当社子会社及び国内の当社関連会社の取締役（社外取締役を除く。）、執行役員及び従業員に対してストック・オプションとして新株予約権を割り当てることとしておりますが（詳細は、本日付けのプレスリリース「ストック・オプション（新株予約権）の割当てに関するお知らせ」をご参照ください。）、新株予約権の割当てを機動的かつ柔軟に行うため、当社と新株予約権を引き受ける者との間で締結する総数引受契約について会社

法第 244 条第 3 項の承認を行う機関として、取締役会に加えて、取締役社長を追加するものであります。（変更案第 6 条の 5）

この定款変更議案は、本定時株主総会においてのみ付議し、各種類株主総会においては付議いたしません。

(5) 種類株主総会の基準日に関する規定を整備するものであります。（変更案第 17 条の 2）

この定款変更議案は、本定時株主総会においてのみ付議し、各種類株主総会においては付議いたしません。

## 2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

## 3. 本定款変更の日程

平成 28 年 5 月 12 日（木） 本定款変更に係る取締役会決議

本定款変更議案に関する各株主総会付議に係る取締役会決議

平成 28 年 6 月 23 日（木） 各株主総会決議（予定）

以 上

## 変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(本店の所在地) 第2条 当会社の本店を <u>大阪市</u> に置く。	(本店の所在地) 第2条 当会社の本店を <u>堺市</u> に置く。
(発行可能株式総数) 第6条 当会社の発行可能株式総数は、 <u>50億株</u> とし、当会社の発行可能種類株式総数は、それぞれ次のとおりとする。 普通株式 50億株 A種種類株式 20万株 B種種類株式 2万5,000株	(発行可能株式総数) 第6条 当会社の発行可能株式総数は、 <u>100億株</u> とし、当会社の発行可能種類株式総数は、それぞれ次のとおりとする。 普通株式 100億株 A種種類株式 20万株 B種種類株式 2万5,000株 <u>C種種類株式 1,136万3,636株</u>
(新設)	(C種種類株式) 第6条の4 当会社の発行するC種種類株式の内容は、 次項から第8項までに定めるものとする。 ②剩余金の配当 <u>当会社は、ある事業年度に属する日を基準日として剩余金の配当をするときは、当該剩余金の配当の基準日（以下、本条において「配当基準日」という。）の最終の株主名簿に記載又は記録されたC種種類株式を有する株主（以下、「C種種類株主」という。）又はC種種類株式の登録株式質権者（C種種類株主と併せて以下、「C種種類株主等」という。）に対し、当該配当基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株主等と同順位で、C種種類株式1株につき、普通株式1株当たりの配当金に第5項第2号に定める取得比率を乗じた額の金銭による剩余金の配当（かかる配当によりC種種類株式1株当たりに支払われる金銭を、以下、「C種種類配当金」という。）を行う。なお、C種種類配当金に各C種種類株主等が権利を有するC種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。</u> ③残余財産の分配 <u>当会社は、残余財産を分配するときは、C種種類株主等に対し、普通株主等と同順位で、C種種類株式1株当たりにつき、普通株式1株当たりの残余財産の分配額に第5項第2号に定める取得比率を乗じた額の金銭による残余財産の分配（かかる分配によりC種種類株式1株当たりに支払われる金銭を、以下、「C種残余財産分配金」という。）を行う。なお、C種残余財産分配金に各C種種類株主等が権利を有するC種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。</u> ④議決権 <u>C種種類株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会及びC種種類株主を構成員とする種類株主総会において、議決権を有しない。</u>

現行定款	変更案
	<p>⑤普通株式を対価とする取得条項</p> <p>1. 当会社は、平成29年7月1日以降、当会社の取締役会が別に定める日が到来することをもって、法令の許容する範囲内において、C種種類株式1株当たりにつき、第2号に定める取得比率を乗じた数の普通株式を交付すると引換えに、C種種類株式の全部又は一部を取得することができる。なお、C種種類株式の一部を取得するときは、比例按分その他当会社の取締役会が定める合理的な方法により、取得すべきC種種類株式を決定する。</p> <p>2. C種種類株式の取得比率は100とする。</p> <p>⑥譲渡制限</p> <p>C種種類株式を譲渡により取得するには、当会社の取締役会の承認を受けなければならない。</p> <p>⑦株式の併合又は分割、株式無償割当て等</p> <p>1. 当会社は、株式の併合又は株式の分割をするときは、C種種類株式につき、普通株式と同時に同一の割合でこれを行う。</p> <p>2. 当会社は、株式無償割当て又は新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、本項において同じ。）無償割当てを行うときは、C種種類株主に対し、C種種類株式の株式無償割当て又はC種種類株式を目的とする新株予約権無償割当てを、普通株式を有する株主に対して行う普通株式の株式無償割当て又は普通株式を目的とする新株予約権無償割当てと、それぞれ同時に同一の割合（新株予約権における行使の目的たる株式数を同一にすることを含む。）で行う。</p> <p>3. 当会社は、株主に株式の割当てを受ける権利を与えて行う募集株式の発行（自己株式の処分を含む。）又は株主に新株予約権の割当てを受ける権利を与えて行う募集新株予約権の発行（自己新株予約権の処分を含む。）を行うときは、C種種類株主に対し、C種種類株式又はC種種類株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、普通株式を有する株主に対して与える普通株式又は普通株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利と、それぞれ同時に同一の割合（新株予約権における行使の目的たる株式数を同一にすることを含む。）で、実質的に公平な払込金額又は新株予約権の行使に際して出資される財産の価額により与える。</p> <p>4. 前各号に定める場合を除き、当会社は、C種種類株式について株式の分割若しくは併合又は株式無償割当て若しくは新株予約権無償割当てを行わず、また、C種種類株主に募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。</p>

現行定款	変更案
	<p><u>⑧自己株式の取得に際しての売主追加請求権の排除</u>  <u>当会社が株主総会の決議によってC種種類株主との合意により当該C種種類株主の有するC種種類株式の全部又は一部を取得する旨を決定する場合には、会社法第160条第2項及び第3項の規定を適用しないものとする。</u></p>
(新 設)	<p>(新株予約権に係る総数引受契約の承認)  <u>第6条の5 新株予約権に係る総数引受契約に関する会社法第244条第3項の承認は、取締役会の決議又は取締役社長の決定により行うものとする。</u></p>
(単元株式数) 第8条 当会社の普通株式の単元株式数は、1,000株とし、A種種類株式 <u>及び</u> B種種類株式の単元株式数は、1株とする。	(単元株式数) 第8条 当会社の普通株式の単元株式数は、1,000株とし、A種種類株式、B種種類株式 <u>及び</u> C種種類株式の単元株式数は、1株とする。
(種類株主総会) 第17条の2 (新 設)	<p>(種類株主総会)  <u>第17条の2 第13条の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会に準用する。</u></p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③ (現行どおり)</p>
(新 設)	<p><u>附 則 第2条（本店の所在地）の変更は、平成28年6月30日までに開催される当会社の取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生ずるものとする。なお、本附則は、当該効力発生日の経過によりこれを削除する。</u></p>